

演習Ⅲ

科目ナンバリング SEM-401

必修 2単位

中村 江里加

1. 授業の概要(ねらい)

国際私法とは、国際結婚や国際的取引などの国際的な法律関係が問題となった際に、①その事案について日本の裁判所で裁判することができるか、②どの国の法を適用するかといった問題を扱う分野です。本演習では、国際私法に関する裁判例を取り上げ、その事案について自ら分析・検討し、報告、議論する能力を習得することを目的とします。

2. 授業の到達目標

本演習の参加者が、国際私法の専門的知識を習得し、その知識を使用してお互いに意見を述べ、建設的な議論を展開する能力を身に付けることを目標とします。また、報告者が、その事案の事実関係を整理し、どの規則が適用されるのか、その事案に規則を適用した結果どのような結論が導かれるのかを検討し、調査結果や検討結果を分かりやすく伝える能力を身に付けることを期待します。

3. 成績評価の方法および基準

成績評価は期末レポート(60%)と授業内に行う報告(40%)で行います。授業での質疑応答や意見の紹介など、授業への積極的な参加は加点評価とします。

4. 教科書・参考文献

教科書

松岡博編 『国際関係私法入門(第4版)』 有斐閣

5. 準備学修の内容

毎回の授業に関する教科書の該当部分を示しますので、報告者以外の学生もそれを確認し、予習してください。復習として、分からなかった点や疑問に思った点をノートに箇条書きにしてください。不明点・疑問点については、次の授業の中で質問するようにしてください。

6. その他履修上の注意事項

・配布資料、六法、教科書を必ず持ってきてください。※配布資料はLMS上で各自で印刷して持参してください(LMS上にある資料は配布しませんのでご了承ください)。

7. 授業内容

- 【第1回】 導入(オンライン授業で行う。)
- 【第2回】 準拠法の決定:性質決定
- 【第3回】 準拠法の決定:連結基準
- 【第4回】 準拠法の決定:準拠法の適用
- 【第5回】 人・法人:自然人の能力(法適用通則法4条)
- 【第6回】 人・法人:後見開始の審判等、失踪宣言(法適用通則法5条—6条)
- 【第7回】 人・法人:法人
- 【第8回】 契約:法律行為の成立及び効力(法適用通則法7条—9条)
- 【第9回】 契約:法律行為の方式(法適用通則法10条)
- 【第10回】 契約:消費者契約の特例(法適用通則法11条)
- 【第11回】 契約:労働契約の特例(法適用通則法12条)
- 【第12回】 国際裁判管轄:総論(オンライン授業で行う。)
- 【第13回】 国際裁判管轄:一般管轄原因、特別管轄原因
- 【第14回】 外国判決の承認・執行:承認の要件
- 【第15回】 外国判決の承認・執行:公序、相互の保証